㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形県西置賜郡小国町大字沼沢字宮ノ下六九九番から同町大字沼沢字岩渡戸無番まで	前	一二・〇〇～二九・四〇メートル	一・一〇七キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	四・五〇～九・四〇	〇・一二〇	
	後	A 一二・〇〇～二九・四〇	〇・一〇七	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十六日　　東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第十五号山形広域都市計画道路事業三・四・二百七号山形老野森線
三　事業施行期間　自平成十六年三月十日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十六日　　東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年東北地方整備局告示第百二十九号弘前広域都市計画道路事業三・四・七号弘前宮地線
三　事業施行期間　自平成十八年九月一日至平成二十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日　　関東地方整備局長　菊三　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	春日部市立野字新田五三五番から同市倉常字五ケ村四八四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十六日　　北陸地方整備局長　前三　秀和

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　七尾都市計画道路事業三・四・一号湯元和倉温泉駅線他二線
三　事業施行期間　自平成二十二年二月十六日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　石川県七尾市和倉町ヰ、和倉町ワ、和倉町ヲ、和倉町和歌崎、和倉町ル及び和倉町ヲばり一丁目地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十六日　　中国地方整備局長　福田　功

第1　起業者の名称　島根県

第2　事業の種類　一般国道485号改築工事（松江第五大橋道路・島根県松江市下東川津町字胡麻畑から同市東津田町字舟津田地内）及びこれに伴う一般国道9号拡幅工事

第3　起業地

1　収用の部分　島根県松江市下東川津町字胡麻畑、字奥、字長池、及び字番貫、並びに同市上東川津町字八色谷、字奈倉、字オノ神、字松本、字高丸、字岩畑、字奥オノ神、字仲田、字岡屋敷、字藤廻、字樋ノ口、字神田、字片山、字高野垣、字南下、字郷原、字毘沙門前、字荒神谷、字上ノ奥、及び字草町、並びに同市西尾町字米坂、字大谷、字上ノ殿、字出、字客戸、字西谷、字的場、字三百尻、字半田、字神田、字高原、字山邊、字漆谷、字南尾、字梅面、字観音山、字手貝、及び字手貝沖、並びに同市東津田町字中島、字梅前、字原屋敷、字宮原、字宮沖、及び字舟津田地内

2　使用の部分　島根県松江市上東川津町字仲田、字藤廻、字神田、字片山、字南下、字上ノ奥、字郷原、及び字草町、並びに同市西尾町字槙平、字大岩、字米坂、字手貝、及び字手貝沖、並びに同市東津田町字中島、字原屋敷、字梅前、字宮原、及び字宮沖地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、松江市下東川津町字胡麻畑地内の一般国道431号川津バイパスの接続点を起点とし同市東津田町字南外地内の一般国道9号（松江道路）との接続点の松江ジャンクション（仮称）を終点とする全体計画延長5.203mのバイパス方式による「一般国道485号改築工事（松江第五大橋道路）及びこれに伴う一般国道9号拡幅工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一般国道485号改築工事（松江第五大橋道路）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行に伴い必要の生じた一般国道9号拡幅工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道485号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は改正法附則第3項に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた一般国道でないこと及び本件区間の存する区域が島根県であることから、島根県が管理を行うものである。

よって、島根県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、島根県隠岐郡隠岐の島町を起点とし、同郡西ノ島町、松江市美保関町を経て終点の松江市西津田に至る総延長162.3kmの路線で、隠岐地方と松江地方を連絡し、更に松江市内においては市内東部の要所を南北に結ぶ主要幹線道路である。